

議案第 1 0 号

工事請負契約の変更について

第 4 3 1 回高根沢町議会定例会において議案第 1 8 号として議決を経た工事請負契約（町民広場内既存施設解体工事）の一部について、次のとおり変更する。

令和 8 年 6 月 9 日

高 根 沢 町 長 神 林 秀 治

契約の金額「5 7 2， 4 9 5， 0 0 0 円」を「5 8 7， 0 2 6， 0 0 0 円」とする。

工事請負契約の変更について

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 町民広場内既存施設解体工事 |
| 2 | 工 事 箇 所 | 高根沢町大字石末地内（町民広場） |
| 3 | 工 事 期 間 | 令和7（2025）年6月20日から令和8（2026）年6月19日まで |
| 4 | 契 約 金 額 | 変更後（第2回変更） 587,026,000 円（うち消費税等の額 53,366,000 円）
変更前（第1回変更） 572,495,000 円（うち消費税等の額 52,045,000 円） |
| 5 | 変 更 事 由 | <p>（金額変更の主な事由）</p> <ul style="list-style-type: none">・アスベスト含有建材である屋根アスファルト防水及び屋上シート防水撤去工事の着手によって、立ち上がり部分に分別困難なモルタル下地が確認され、それらを適正に撤去・処分するため。・現場基礎解体の着手によって、打込み断熱材の土間下への施工が明らかとなり、それらを適正に撤去・処分するため。・設計時に把握できていなかった基礎下のラップルコンクリートを適切に撤去・処分するため。・大気汚染防止法第18条の15第1項の規定に基づき、工事着手に先立ち、元請業者がアスベスト含有建材の有無を事前調査した結果、設計時に把握できていなかったアスベスト含有建材が確認され、それらを適正に処分・撤去するため。 |